

- 01 民法427条以下の規定は、債権の準共有及び債務の共同帰属に関する特別規定であり、これ以外に、債権・債務関係が合有となる場合と総有となる場合が認められている。[超基本]
- 02 判例によると、合有の例は、組合や共同相続の債権・債務関係であり、総有の例は、入会団体や権利能力なき社団の債権・債務関係である。
- 03 A・B・Cが、共同でワイン30本を12万円の後払いでXから購入し、すでにワインの引渡しを受けた場合、別段の合意がなければ、Xの代金債権はA・B・C各人に対する4万円×3となる。この場合、XがAに対する意思表示でAの代金債務を免除しても、B・Cには影響しない。
- 04 A・B・Cは、共同でワイン30本を12万円でXから購入した。A・B・Cの話し合いでは、A15本・B10本・C5本に分けることになっていた。そのことを知らなかったXから4万円の代金の請求を受けたCは、請求を拒めないが、10本のワインの引渡しとの同時履行を主張することができる。
- 05 A・B・Cは、等分に分けるという約束をして、共同でワイン30本を12万円の先払いでXから購入した。Xから12万円全額を請求されたAがうっかり全額を払ったならば、AはXから取り戻すべきであり、BやCには何も請求できない。[やや難]
- 06 Y銀行の口座に900万円の銀行預金を有していたAが、遺言を残さず死亡し、妻X₁と子どもX₂・X₃がAを相続した。遺産分割前の時点で、X₁は、単独で450万円までY銀行から引き出すことができる。[やや難]
- 07 AがBと連帯してXから300万円を借り受けたが、Aは遺言を残さず死亡し、妻Y₁と子どもY₂・Y₃がAを相続した。遺産分割前の時点で、Y₁は、Xに対して300万円全額の支払責任を負う。
- 08 AはXから居住用の甲建物を月額20万円で賃借して妻Y₁・未成年の子どもY₂と一緒に住んでいたところ、遺言を残さず死亡し、Y₁・Y₂と成人して別の場所に住んでいる子どもY₃がAを相続した。Xから賃料不払いで賃貸借契約を解除されるおそれがあるが、実際に住んでいないため甲を必要としないY₃は、20万円全額を支払わなくてもよい。
- 09 YはAから居住用の甲建物を月額20万円で賃借していたところ、Aが遺言を残さず死亡し、妻X₁と成人して別の場所に住んでいる子どもX₂がAを相続した。X₂は、A死亡後、賃料10万円分をYから毎月請求することができる。[やや難]
- 10 Y₁・Y₂・Y₃が共同相続の登記をした乙不動産を従前の賃借人Xに売る契約を結んだ場合、Yらの負う移転登記申請協力義務は不可分債務であるから、Xは全員が協力してくれるまで代金を誰にも支払わないと主張できる。
- 11 A・B・Cは、競走馬をXから買い受け、次いで、Yに転売した。代金債務はいずれの売買契約でも、履行期が定められておらず、不可分と明記されていた。XがAにのみ支払請求をしても、B・Cは履行遅滞に陥らない。AのみがYに支払請求をしても、B・Cの債権の消滅時効は中断しない。[超基本]
- 12 前問の場合に、AがYに代金を免除しても、B・Cの債権には影響がない。[やや難]
- 13 不可分債務において、一人の債務者との関係で消滅時効が完成したときには、他の債務者との関係でも、時効にかかった当該債務者の負担部分の限度において、消滅時効が完成したことになる。[超基本]
- 14 不法行為に関しては連帯して責任を負うとする法律の規定が少なくないが、契約に基づく債務の場合には、法律上当然に連帯債務となることはないから、連帯債務を発生させるには、常に明示または黙示の連帯特約が必要である。
- 15 Y₁・Y₂・Y₃が、等分するという内部的な約束でトレーディングカードのコレクションをまとめてXから購入する場合、そのことを知っていたXは、Yらの約定に沿う形で各人に一部ずつカードを引き渡すことができるが、特約がなくても、各人に全額の代金を請求できる。なお、X・Yらはいずれも利益を挙げる目的を持たず、趣味でこの種の売買を行っている自然人である。
- 16 前問において、Yらが連帯して代金を支払う旨を約束した場合には、Xは、仮にY₃が未成年者であったことを理由に売買契約を取り消したとしても、Y₁・Y₂のいずれからでも全部または一部の支払請求ができ、各人に対して勝訴判決を取ることが可能である。[超基本]
- 17 債権の効力を満足させる事由以外で連帯債務者の1人について生じた行為が他の連帯債務者にも影響するいわゆる絶対的効力事由は、いずれも債権の担保力を弱める機能を有する。[超基本]
- 18 債権の担保力を弱める効力を有する絶対的効力事由を理論的に説明する考え方として、相対立

する2つの考え方、すなわち、連帯債務者間の主観的な共同関係によるとするものと、負担部分を超える部分は相互に保証しているとするものがある。

- 19 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Y₁が弁済期にXに120万円の支払いに代えて所有する「大仏」の像を提供すると申し出をした。Xがそれに応じて「大仏」を受け取れば、Y₂・Y₃も債務を免れる。Xが申し出に応じないため、Y₁が120万円の弁済の提供を行えば、Y₂・Y₃は履行遅滞の責任を免れる。
- 20 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、XがY₁に請求したときもY₁が債務を承認したときも、債権の消滅時効はY₂・Y₃に対して中断する。しかし、XがY₁に対してのみ弁済期限を延期しても、Y₁が消滅時効の完成した債務につき時効の援用権を放棄しても、Y₂・Y₃に対しては、その効果は及ばない。
- 21 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Y₃がXに弁済期の到来した100万円の反対債権を有しているときは、Y₃が相殺の意思表示をしているか否かに関係なく、Xから支払請求を受けたY₁は、相殺を援用して、20万円を支払えば免責される。
- 22 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し120万円の連帯債務を負担した場合において、Y₃から負担割合は平等だと聞いたXがY₂の債務を免除した。しかし、Y₃の説明は虚偽で、実際には120万円全額を内部的にはすべてY₂が負担することになっていたとすると、Yらは、40万円の限度でのみ債務を免れる。[やや難]
- 23 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、XがY₃から60万円の弁済を受けて、Y₃に対して30万円の債務を免除した。判例の考え方によると、Y₁・Y₂には、 万円の連帯債務が残る。左の下線部分を埋めよ。[やや難]
- 24 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xは、Y₃から60万円の弁済を受ける際に、Y₃に対して残債務を免除するが、その効果はY₁・Y₂に及ぼさせない、という形の意思表示や、以後Y₃には請求をしないという意思表示をすることも許されると一般的には解されている。前者の場合、Y₁・Y₂には、 万円の連帯債務が残る。左の下線部分を埋めよ。[やや難]
- 25 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xは、Y₃から60万円の弁済を受ける際に、Y₃に対してのみ連帯を免除するとの意思表示をすることも許される。この場合、Y₁・Y₂には、60万円の連帯債務が残る絶対的連帯免除も、40万円の連帯債務が残る相対的連帯免除も可能であるが、いずれにしても、Y₃の債務額は20万円の単純な債務となる。[やや難]
- 26 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xは、Y₃から60万円の弁済を受ける際に、Y₃に対してのみ絶対的に連帯を免除したところ、その後、Y₂が無資力となった。Y₁は、残債務40万円をXに支払っても、Y₃には求償できず、逆にY₃から30万円の求償を受ける。Y₂が無資力となったことによる求償不能の危険は、Y₁が負担せざるをえない。
- 27 債権者が連帯債務者の1人を相続した場合も、連帯債務者の1人に対する債権につき消滅時効が完成した場合も、他の連帯債務者は、負担部分の限度で連帯債務を免れる。[超基本]
- 28 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担していたところ、Y₁がXに「大仏」で代物弁済をした。この場合において、「大仏」が時価150万円であれば、Y₁は、Y₂・Y₃には各50万円と利息・損害金を求償できる。[超基本]
- 29 前問の場合において、「大仏」が時価40万円相当であれば、Xから30万円分の代物弁済と認め90万円を免除されたのであっても、Y₁は、Y₂・Y₃には各40万円と利息・損害金の求償ができる。[超基本]
- 30 Y₁・Y₂・Y₃が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xに弁済したY₁は、Y₂・Y₃に事前の通知も事後の通知もしなかったところ、弁済の事実を知らないY₂が事前の通知を怠って二重にXに弁済し、事後にY₁・Y₃に通知して求償した。判例・通説によれば、Y₂は、Y₁・Y₃に求償できない。